

# 予対通報

第16号

●発行日:令和4年3月31日

●発行者:島根県保育協議会 予算対策委員会

## 子どもの権利条約と子ども家庭庁の動きを考える

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗  
(雲南保育協議会 あおぞら保育園統括園長)

政府は昨年12月21日、新しい組織として「子ども家庭庁」を2023年に創設する基本方針を閣議決定。子どもまんなか社会を目指す「同設置法案」を2月25日に持ち回り閣議で決定した。2023年4月の創設を目指すという。政府は今国会に、同関連法案を提出予定であるが、幼稚園や保育所など施設類型を問わず、質の高い教育、保育を受けることができるよう、取り組みを強化して欲しい。日本は1994年に「子どもの権利条約」を批准したが、総合的に子どもの権利を保障する法律がない。条約を批准した際、現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備をしなかった。国連子ども権利委員会からは、子どもの権利を守る日本の取り組みが十分でないと複数回にわたり勧告を受けている。子どもの権利に関する包括的な法律の採択や、子どもの権利を監視するための独立した機構であるコミッショナーの設置も求められ、国際的にも大きく立ち遅れている。国内では先進的な地方自治体が子どもの権利に関する総合条例を独自に定め、さらに地方自治法を用いて子どもの権利擁護機関を設置する動きがある。子どもの権利について、国レベルでの子ども基本法の制定は極めて急務な課題である。

子ども家庭庁は首相直属の機関という位置付けで、内閣府の外局として設置される。専任の閣僚と長官が置かれ、子ども政策の司令塔として複数の行政機関にわかれている子ども政策を集約する。関係省庁の対応が不十分な場合は、改善を求めることができる「勧告権」も持つとされるが、強制力はなく、首相へ意見具申権限も実効性は不透明である。何より子ども政策重視の姿勢を示すには財源確保が必要だが手付かずである。

「子どもまんなか社会の新たな司令塔」を謳うが、土壇場で「子ども庁」に「家庭」が加えられ、子どもの人権重視より、伝統的な家庭を強要する感が否めない。「家庭」概念は大きく変容している現実を見るべきだ。当初はタテ割の象徴的な存在であった、厚労省の保育所、内閣府の認定こども園、そして文科省の幼稚園を全て、子ども家庭庁に移して一体的に行なう案は、文科省の強い抵抗で幼稚園やいじめ対策は、移管されず今後も文科省のままとなった。昨年末、「基本方針」において、「子どもにとって必要不可欠な教育は文科省の下で充実」とされていることに、保育所関係団体からは、保育所では教育をおこなっていないかのような表現で、教育が所管外とならないように強い要望が出された。子ども政策に関する「タテ割り行政の弊害」を打破するには問題を丁寧に解決していくほかはない。子どもの育ちを社会で支えるという理念の実現に私たちも全力を注ぐことだ。子どもたちの生命と未来が奪われ、子どもを支えている人たちが犠牲になる戦争は即刻止めさせなければならない。



# 最近の動向にみる雑感

島根県保育協議会副会長 中山 哲夫  
(松江市保育研究会 認定こども園園長)

各地で頻発している自然災害や新型コロナウイルス感染症など国の財政出動も膨大なものとなっています。このような中、私たちは未曾有の少子化時代を迎えていました。全国の待機児童の推移をみれば令和6年度が保育制度の大きなターニングポイントになりそうです。昨年度から始まった「新子育て安心プラン」も令和6年度が最終年度となり、保育施設の供給過剰時代の始まりは「保育の量から質」への大転換期となり国の財政事情で施策の鈍化や後退すら懸念されます。

極めて政治色の濃い「保育士等処遇改善臨時特例交付金」制度がスタートしました。補助額以上の賃金改善が求められており、法人の持ち出し分が増高することはやむを得ない状況です。また、社会福祉充実残高も特例による控除の見直しが図られれば法人のさらなる財政負担が必至のものとなります。内部留保資金を徐々に削がれ国の財政支出が抑制された状態で令和6年度末を迎れば社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間の連携の大きなうねりが現実のものとなってきます。この一連の流れは、既に平成20年3月に全国社会福祉施設経営者協議会と厚生労働省援護局で設置された社会福祉法人経営研究会が作成した手引書でも指摘されています。

私が県保育協議会会長職在職中（平成23年度～26年度）の4年間で強い関心事の一つに公定価格の従前の「積み上げ方式」または医療・介護のような「包括方式」かの論議がありました。私たちは公定価格の可視化を求め「積み上げ方式」の堅持を求めその実現に奏功しました。昭和48年以降、国は公定価格（保育単価）の内訳を公表しなくなりましたか、この度の「保育士等処遇改善臨時特例交付金」も令和4年10月分からは公定価格の見直しにより措置を講じるとしており、公立は地方交付税に上乗せするとされているところです。いずれにしても可視化を前提にその推移を注意深く見守る必要がありそうです。

昭和23年に制定された児童福祉施設最低基準は、職員の配置基準などの一部改正は図られましたがその大方は改正されることなく今日まで来ています。終戦直後に制定された最低基準が今日も継承されている矛盾と現状との乖離は顕著です。OECD諸国の中でも最も高学歴で専門性を身につけた保育士等が従事している我が国の保育施設の現場でありながら、「社会から評価されていない」と実感する職員が最も多いという現実に急激な少子化の到来は制度や意識改革の絶好のチャンスなのかもしれません。

## ・令和3年度 陳情・要望活動について ・緊急要望について

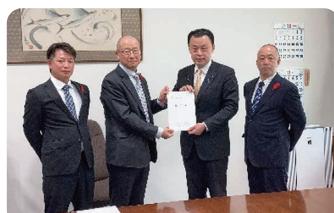
予算対策委員長 岩倉 善光  
(大田市保育研究会 認定こども園みどり保育園園長)

今年度、幹事団体として要望事項を取りまとめ、10月22日に県知事・県議会議長・県健康福祉部長への陳情・要望活動を行い、保育施設の質と機能の向上に向けて、より一層子ども・子育て施策が推進され、また、安定した財源が確保されますよう要望をいたしました。

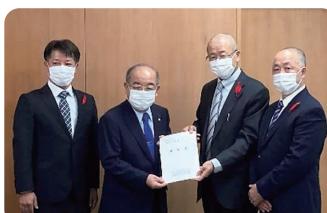
また、初めての試みとなります、3月24日に県健康福祉部長へ緊急要望を行いました。

現在、コロナ感染の拡大により休園を余儀なくされる施設が急増しております。今後も感染拡大が予測される中、不安感を抱えた現場対応について、感染リスク管理を含め園内職員が行う事は困難であり、別添資料の意見を基に、保育所等における保健所・市町村・施設の業務の明確化を図っていただきたいとの緊急要望をいたしました。

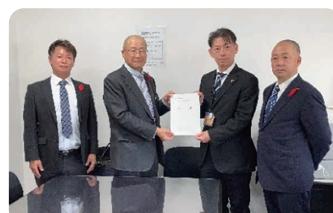
要望内容については次ページをご参照ください。



丸山知事への要望活動



田中県議会議長への陳情活動



小村県健康福祉部長への要望活動



小村県健康福祉部長への緊急要望活動

# 令和3年度 陳情・要望

## 要 望 趣 旨

新型コロナウイルス感染症は未だ収束をみせない中、保育施設は社会に不可欠なエッセンシャルワークとして、社会そのものを支えています。「3密」を避けるという社会的命題と、子どもの育ちに「密」は避けられないという保育の根幹との狭間で懸命に役割を担ってきました。

また、人口減少・少子化は加速度的に進行し、全国的にも喫緊の課題として取り組まれています。地域から保育の現場がなくなれば、必然的にその地域は消滅していくこととなり、すべての子どもたちにさらなる育成環境の充実が成されるよう、保育者の処遇改善をはじめとする「保育人材の確保に向けた総合的な対策」を緊急に進め、また、地域の子育て拠点となる認可施設として安定した運営が継続できるようにしていかなければなりません。

コロナ禍におけるわが国の経済状況が回復するまでは、公定価格の基礎となる人事院勧告においても非常に厳しい状況が続くことが予想され、保育の地位向上のための取り組みと、さらなる現行配置基準の改正といった制度の見直しが不可欠であると考えます。

地域の重要な福祉資源として、そして保育者が喜びを持って働き続けられる職場環境の実現を目指し、保育施設の質と機能の向上に向けて、より一層子ども・子育て施策が推進され、また、安定した財源が確保されますよう要望いたします。

## 国 に 対 す る 要 望

### 1. 保育の質の向上と、保育士業務負担の軽減を目的とした配置 基準の改善と公定価格の見直しについて

現在の保育士配置基準は、一部を除き70年以上前に定められたものであり、今日の保育をめぐる状況には程遠いものです。様々な発達段階にある子どもへの保育の質や安全性、保育士の業務負担において課題が多く、長年改善をお願いしてまいりました。

また、公立・民間を問わず、現実には保育士を基準の1.6倍から多いところで2倍配置して保育を行っており、定数以上の職員の人事費については、公定価格に含まれていないために施設からの負担となります。

配置基準の改善と公定価格の見直しをすることにより、保育の質の向上を図り、保育職員の業務負担の軽減、離職防止にも繋がると考えられます。すべての子どもたちの健やかで十分な発達と、保育者が喜びを持って働き続けられるためにも配置基準の改善と公定価格の見直しを要望します。

### 2. 加算要件の緩和について

主任保育士を保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させるため、代替保育士を加配する主任保育士専任加算制度については、少子化が進む現在、過疎地域だけでなく都市部においても実施条件とされている「乳児が3人以上入所する」を満たすことが困難であり、今後さらに活用しにくくなると考えられます。

この要件を含む、延長保育事業等の付帯事業の実施に関わらず専任の主任保育士の必置が出来るよう要件の緩和を要望します。

### 3. 職員の更なる処遇改善について

保育の「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」のため、職員の処遇改善が進められていますが、社会的な使命と役割を十分に發揮できる魅力ある職場となるために、現行の処遇改善Ⅰ・Ⅱの継続拡充と、恒久的な制度となるように要望します。

## 県 に 対 す る 要 望

### 1. 小規模保育所（園）の経営安定化の補助について

本県の過疎化・少子高齢化は急速に進み、離島・中山間地域では、恒常に定員割れのために運営が大変厳しく、事業の継続・保育士確保が困難であります。

定員確保の困難な小規模の保育所（園）であっても、欠く事の出来ない地域の重要な福祉資源であり、不安定な財政状況で施設運営を継続するには補助事業による支援は必要であり、以下について要望します。

- (1) 現在、県で制度化されている補助事業「小規模民間保育所運営対策事業」を今後も継続してください。
- (2) 当該補助事業を活用してもなお運営状況が厳しいため、入所人数別の補助単価を引き上げてください。

### 2. 新型コロナウイルス感染症の対応について

園児や保護者及びその同居者が感染者または濃厚接触者となった場合、当該保護者からの申し出がなければ感染状況の実態把握は不可能であり、保育施設として適切な対応ができません。保育現場の安全をはかり、危機管理を講ずるために正確な情報に基づいた対応が不可欠です。

県と市町村の管轄の違いを越え、感染者に関わりのある施設及び、近隣の施設への迅速かつ適切な情報提供をしていただけよう要望します。

# 緊急要望

## 要　望　趣　旨

### ～コロナ禍における安心・安全な保育に向けて～

新型コロナウイルス感染症は未だ収束をみせず、社会経済に大きな影響を与えています。保育施設は社会の根幹を支え、子どもたちに「密」は避けられないという保育の根幹との狭間で懸命に役割を担ってきました。

この度、感染力の強い変異株の拡大により感染者が急増し、県内においても休園・休校が多発し、ひっ迫した状況が続いております。

保育所等では、日常の保育において常に感染予防対策を講じ、職員間・外来者からの感染対策にも注意を払っており、多年にわたる職員の負担はピークに達しております。

休園という緊急事態となり、保護者の不安や悩み、また個々の家庭状況を踏まえた養育支援に向き合うことと合わせ、濃厚接触者の健康観察、検体採取といった保育職員が感染リスクを含めた現場対応に比重が大きくなる状態が続くようでは、保育そのものに支障が生じかねません。

感染の急拡大に伴い、管轄保健所の業務がひっ迫している状態とお聞きしておりますが、保健所・市町村・施設の連携強化と役割を明確化していただくことで不安感を顕在化し、現場の意見を反映した別添資料の内容について緊急の要望をさせていただきます。

#### ○保育所等における、新型コロナウイルス感染者発生後の業務の明確化をしてください。

現在、コロナウイルスの感染が保育所入所児に広がり、休園を余儀なくされる施設が急増しております。多くの乳幼児を持つ施設内で感染が発生すれば、クラスターとなりやすく、その把握及び対応にも多くの業務が伴います。

今後、更なる感染拡大が予測される中、毎日の感染予防の業務と緊張感、休園中に予想される不安感を抱えた現場対応について、感染リスク管理を含め園内職員にて行う事は困難であります。

別添資料の意見を基に、保育所等における感染者発生後の保健所・市町村・施設の業務の明確化を図っていただきたい。

## 「感染者が発生した保育現場からの意見・要望」

#### ○保健所と市担当課の情報共有等の連携をとっていただきたい。

保育園での感染者が発生確認した直後から終息に至るまで、保健所と市担当課にはそれぞれ保育園から同じ情報の報告をしなければならない。

保育園は保護者対応に追われる中で少しでも負担を軽減し、間違いを防ぐため行政の窓口を一本化していただきたい。

#### ○保護者の相談窓口を設置していただきたい。

「発熱したどうすればよいか」「状態が変化した」「いつまで待機なのか」「親の仕事は出てよいか」「日常生活がどこまで許されるのか」等、保育園で決められることなどの相談の電話が連日昼夜続く。

保護者の相談窓口を保健所か市担当課で対応してほしい。

#### ○検体採取業務は保健所で実施していただきたい。

現在、検査対象者への検査キットの配布、採取後の検体の運搬等の業務を施設へ依頼せられている。

消毒されていない状態の汚染された施設に感染状況不明の職員を勤務させ対応させることは、施設管理者としても雇用者としても大変に危険であると考える。

当然全員が濃厚接触者となった場合不可能となってしまう。

対象者への検体採取業務は、保育園職員が行うのではなく、保健所で対応していただきたい。

#### ○PCR検査の結果「陽性」と判断された場合、通知は保健所が行っていただきたい。

集団検査で陽性となった園児、保護者への通知を保育園職員から連絡するよう保健所より依頼され実施したが、責任の所在と対応に大変困惑した。

#### ○濃厚接触者の健康観察についての方法を検討していただきたい。

全園児、全職員が濃厚接触者となると、人数が多く、毎日の朝夕の健康観察の把握を行う事は困難である。

実例として、濃厚接触者となって検査で陰性であったが、2日後に陽性となり健康観察での連絡の際、園へ知らせたのに対応してもらえなかつたとの訴えがあった。

毎日の対応できる職員を確保できない。

#### ○消毒命令について、実施時期と方法を検討していただきたい。

施設内の消毒作業は、職員の感染状況の確認を踏まえ、非感染者が実施することとなる為、人数確保が困難となる事、実施時期が遅くなることがある。

#### ○感染者発生後、その後の流れと一緒に検討してもらえる専門のアドバイザーを保育園へ派遣し、再開するまで対応していただきたい。

感染者発生後、保健所も市担当課も電話連絡のみの対応であり、その連絡も長時間待たされ、深夜に及ぶこと多くある。

#### ○感染者発生時から開園までの時系列の基本的なマニュアルを作成していただきたい。

保育園は感染者発生時から、日々感染者が増え続ける中、次に何をしなければならないのか判らないまま、休園の対応、保護者対応、行政対応等に忙殺されることとなる。

保育園と保健所と市担当課との基本的マニュアルにより共通認識がなされ、発生時の職員の配置、対応の事前準備がなされれば、少しでも不安の軽減につながる。